

空き家の気になる話を聞いてみました (愛知県弁護士会 空き家対策研究チーム編)

名古屋市と愛知県弁護士会は平成29年2月23日に「空家等対策に関する協定」を締結し、同年3月14日に愛知県弁護士会主催による「空き家問題110番」(電話による1日無料法律相談)を開催していただきました。愛知県弁護士会の中に「空き家対策研究チーム」があるということで、チーム長である中村博太郎弁護士に話を伺いました。

Q 弁護士と空き家の関わりは？

A 弁護士は、問題解決の手助けをすることが主な業務ですが、空き家の問題といっても**程度や種類は様々**です。登記の調査や遺産分割手続、成年後見人・相続財産管理人・不在者財産管理人などの申立を行うことなどがあります。

また視点を変えると、空き家の発生を防ぐという予防的な活動として、建物承継者を予め確定させておくという意味で、遺言書の作成などへの関わり合いも考えられます。



Q 愛知県弁護士会の自治体との空き家対策の取り組みは？

A 空き家に関する条例制定やガイドライン策定における助言のほか、空家等対策協議会の協議員の推薦など、自治体に協力する取り組みがあります。愛知県弁護士会では、平成30年1月、自治体と弁護士会との橋渡しを行う「**行政連携センター**」を設置しました。

既に協定を締結している名古屋市に限らず、より多くの自治体がこの空き家問題に関して、愛知県弁護士会との連携を取りやすくしていく予定です。

Q 空き家対策研究チームはどのようなことをしていますか？

A 愛知県弁護士会において、空き家対策研究チームは発足してまだ1年経っていませんが、チームが発足するまでも愛知県弁護士会では、**空き家に関する会員向けの研修**を開催して会員の研さんを図ったり、**市民を対象とした電話による1日無料法律相談「空き家問題110番」**を実施してきました。

チーム発足後も平成29年11月16日に2回目となる「**空き家問題110番**」を実施しました。

Q 空き家問題 110番ではどのような問い合わせが？

A 隣地の空き家が管理されておらず、草木が生い茂るとともに動物の住処になって衛生上の問題が生じているがどうすればよいかといった相談から、遺産の中に空き家があるが、相続人の一人の行方が分からず遺産分割することができないといった相談、定期的に管理している仏壇があるが誰も住んでいない実家は特措法上の「空家等」に当たるかといった相談などがありました。

このように空き家の問題といっても、**相談内容は様々**であり、これらの問題に法律的に対処する場合、それぞれ方法が異なってきます。



Q 「空き家問題110番」の 次回の開催予定は？

A 平成30年3月16日（金）
に3回目となる「空き家問題
110番」を実施します。

周知に関しては、**名古屋市
の公式ウェブサイトへの掲載**
も予定しています。

また、この日には電話がで
きないという方や当日の回線
の混み具合では繋がらないと
いうことも考えられるため、
今後も季節毎に開催してい
く予定です。

主催:愛知県弁護士会

第3回
空き家問題 110番
弁護士が電話でお答えします!

日時 平成30年3月16日(金) 10:00~16:00
電話番号 052-223-2355
※通話料金は、ご負担くださいませうようお願いいたします。
※水、事故申込、相談料は不要です。

最近、空き家問題って、よく耳にしますよね。
「空き家って何?」「相続したっきり、長年放置したままの家が世間にあるん
だけど、このままで大丈夫?」「誰も住んでいない隣の家、今にも壊れそうで、
心配です。どうしたら良いですか?」
そんな空き家に関するお悩みを弁護士が電話でお答えします。
昨年度も実施し、メディアに取り上げられるなど、大変ご好評いただきました。
どのような質問でも構いません。お気軽にお電話ください。
お待ちしております!

お問い合わせ:愛知県弁護士会(高橋・広瀬) TEL:052-203-0730
※相談窓口の電話番号とは異なります。お問い合わせはよりお願いいたします。